検事	一号	一、一七五、〇〇〇円
	二号	一、〇三五、〇〇〇円
	三号	九六五、〇〇〇円
	四号	八一八、〇〇〇円
	五号	七〇六、〇〇〇円
	六号	六三四、〇〇〇円
	七号	五七四、〇〇〇円
	八号	五一六、〇〇〇円
	九号	四二一、一〇〇円
	十号	三八七、四〇〇円
	十一号	三六四、五〇〇円
	十二号	三四一、二〇〇円
	十三号	三一九、二〇〇円
	十四号	三〇四、一〇〇円
	十五号	二八六、八〇〇円
	十六号	二七六、五〇〇円
	十七号	二五四、一〇〇円
	十八号	二四五、二〇〇円
	十九号	二三八、五〇〇円
	二十号	二三二、四〇〇円
副検事	一号	五七四、〇〇〇円
	二号	五一六、〇〇〇円
	三号	四三八、五〇〇円
	四号	四二一、一〇〇円
	五号	三八七、四〇〇円
	六号	三六四、五〇〇円
	七号	三四一、二〇〇円
	八号	三一九、二〇〇円
	九号	三〇四、一〇〇円
	十号	二八六、八〇〇円
	十一号	二七六、五〇〇円
	十二号	二五四、一〇〇円
	十三号	二四五、二〇〇円
	十四号	二三八、五〇〇円
	十五号	二三二、四〇〇円
	十六号	二二一、〇〇〇円
	十七号	二一三、二〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

旅館業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十四号

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第二項中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「洋式の構造及び設備を主とする」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。